

議案第9号

令和元年度琴浦町以西財産区特別会計補正予算（第3号）

（繰越明許費）

第1条 地方自治法第213条第1項の規定により、翌年度に繰り越して使用することができる経費は、「第1表 繰越明許費」による。

令和 2 年 3 月 4 日 提 出

琴 浦 町 長 小 松 弘 明

令和 2 年 月 日

琴浦町議会議長 小 椋 正 和

第 1 表 繰越明許費

(単位：千円)

款	項	事業名	金額
1. 財産区管理費	1. 管理会費	帽子取第2処分場造成予定地立木伐採・搬出事業	4,532